



発行 新潟県

号外 5

令和5年3月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 22 新潟県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 23 新潟県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 24 新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則の一部を改正する規則 (行政改革課)
- 25 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則 (行政改革課)

訓 令

- 9 新潟県現場事務所等設置規程の一部改正 (行政改革課)
- 10 新潟県事務決裁規程の一部改正 (行政改革課)

規 則

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第22号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(機関の設置及び事務分掌)</p> <p>第1条 知事の補助機関の設置、組織、所掌事務及び職員の職等については、法令、条例及び他の規則に別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。ただし、臨時及び非常勤の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職等については、別に定める。</p> <p>(防災局)</p> <p>第6条の4 防災局に次の課、係及び班を置く。 防災企画課 (略) 危機対策課 <u>災害対策係 危機管理係 防災システム係</u> 消防課・原子力安全対策課 (略)</p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 福祉保健総務課～感染症対策・薬務課 (略) 医師・看護職員確保対策課 <u>医師確保企画係 研修医確保係 看護職員確保</u> ・育成係 高齢福祉保健課 (略) 健康づくり支援課 <u>難病等対策係 母子保健係 健康立県推進班</u> 歯科保健係 成人保健係 生活衛生課・障害福祉課 (略) 子ども家庭課 <u>保育支援係 家庭福祉係 児童福祉係 子ども</u> <u>政策室</u></p> <p>(産業労働部)</p> <p>第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を</p>	<p>(機関の設置及び事務分掌)</p> <p>第1条 知事の補助機関の設置、組織、所掌事務及び職員の職等については、法令、条例及び他の規則に別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。ただし、臨時及び非常勤の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職等については、別に定める。</p> <p>(防災局)</p> <p>第6条の4 防災局に次の課、係及び班を置く。 防災企画課 (略) 危機対策課 消防課・原子力安全対策課 (略)</p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 福祉保健総務課～感染症対策・薬務課 (略) 医師・看護職員確保対策課 <u>医師確保係 看護職員確保</u>・育成係 高齢福祉保健課 (略) 健康づくり支援課 <u>難病等対策・母子保健係 健康立県推進班</u> 歯 科保健係 成人保健係 生活衛生課・障害福祉課 (略) 子ども家庭課 <u>企画係 家庭福祉係 保育支援係</u></p> <p>(産業労働部)</p> <p>第6条の6 産業労働部に次の課、室、係及び班を</p>

置く。
 産業政策課 (略)
 地域産業振興課
 金融係 小規模企業支援班 地場産業・日本酒振興室
 創業・イノベーション推進課
次世代技術振興係 新事業支援班 新エネルギー資源開発室
 産業立地課～雇用能力開発課 (略)

(観光文化スポーツ部)

第 6 条の 7 観光文化スポーツ部に次の課、室及び係を置く。

観光企画課・国際観光推進課 (略)
 文化課
 文化政策係 文化資源活用推進係 埋蔵文化財係 芸術文化振興室 世界遺産登録推進室
 スポーツ課
 企画係 競技スポーツ係 スポーツ施設係 スポーツ交流係

(土木部)

第 6 条の 10 土木部に次の課、室、係及び班を置く。

監理課
 総務係 予算係 企画調整室
 技術管理課～営繕課 (略)

2・3 (略)

4 第 1 項に規定するもののほか、監理課に建設業室を置き、同室に企画指導係、入札契約係及び審査係を置く。

(交通政策局)

第 6 条の 11 交通政策局に次の課、係及び班を置く。

交通政策課
 総務班 地域交通班
 港湾振興課
 港湾企画振興班 万代島振興・東港係
 港湾整備課・空港課 (略)

(出納局)

第 7 条 (略)

2 (略)

3 出納局に次の課、係及び班を置く。

管理課
 総務班 企画・支援班 決算・資金係 支払・国費係
 会計検査課
調達契約係

(分掌事務)

第 9 条 前節に規定する課、室及びセンター (課又

置く。
 産業政策課 (略)
 地域産業振興課
 金融係 小規模企業支援係 地場産業・日本酒振興室
 創業・イノベーション推進課
次世代産業育成班 創業支援班 新エネルギー資源開発室
 産業立地課～雇用能力開発課 (略)

(観光文化スポーツ部)

第 6 条の 7 観光文化スポーツ部に次の課、室、係及び班を置く。

観光企画課・国際観光推進課 (略)
 文化課
 文化政策係 文化事業係 文化財係 埋蔵文化財係 世界遺産登録推進室
 スポーツ課
 企画係 競技スポーツ係 スポーツ施設係 スポーツイベント班

(土木部)

第 6 条の 10 土木部に次の課、室、係及び班を置く。

監理課
 総務係 予算係 企画調整室 建設業室
 技術管理課～営繕課 (略)

2・3 (略)

(交通政策局)

第 6 条の 11 交通政策局に次の課、係及び班を置く。

交通政策課
 総務班 交通企画班 地域交通班
 港湾振興課
 港湾企画振興班 万代島・東港管理係
 港湾整備課・空港課 (略)

(出納局)

第 7 条 (略)

2 (略)

3 出納局に次の課、係及び班を置く。

管理課
 総務班 企画・指導係 決算・資金係 支払・国費係
 会計検査課
物品契約係

(分掌事務)

第 9 条 前節に規定する課、室及びセンター (課又

はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局～土木部 (略)

交通政策局

交通政策課 (略)

港湾振興課

(1)～(3) (略)

(4) 離島航路に関する事項

(5) 万代島地区の活性化に関する事項

(6) (略)

港湾整備課・空港課 (略)

出納局

管理課 (略)

会計検査課

(1)・(2) (略)

(3) 物品等の調達に関する事項

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)

2～7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1)～(3) (略)

(4) 三条地域振興局

はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局～土木部 (略)

交通政策局

交通政策課 (略)

港湾振興課

(1)～(3) (略)

(4) 万代島再開発に関する事項

(5) (略)

港湾整備課・空港課 (略)

出納局

管理課 (略)

会計検査課

(1)・(2) (略)

(3) 物品の調達に関する事項

2 (略)

(名称、位置及び所管区域)

第10条 (略)

2～7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、労働に関する事務についての所管区域は、次のとおりである。

名 称 所 管 区 域

新潟地域振興局 新潟市 新発田市 村上市
五泉市 阿賀野市 佐渡市
胎内市 北蒲原郡 東蒲原郡
岩船郡

長岡地域振興局 長岡市 三条市 柏崎市 小
千谷市 加茂市 十日町市
見附市 燕市 魚沼市 南魚
沼市 西蒲原郡 南蒲原郡
三島郡 南魚沼郡 中魚沼郡
刈羽郡

上越地域振興局 上越市 糸魚川市 妙高市

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

(1)～(3) (略)

(4) 三条地域振興局

健康福祉環境部	健康福祉環境部
	<u>庶務課</u>
	<u>庶務係</u>
企画調整課～生活衛生課 (略)	企画調整課～生活衛生課 (略)
環境センター (略)	環境センター (略)
農業振興部 (略)	農業振興部 (略)
地域整備部	地域整備部
総務課	総務課
業務課	業務課
業務係	業務係 <u>行政係</u>
<u>用地・行政課</u>	<u>用地課</u>
維持管理課～建築課 (略)	維持管理課～建築課 (略)
(5) (略)	(5) (略)
(6) 魚沼地域振興局	(6) 魚沼地域振興局
健康福祉部・農業振興部 (略)	健康福祉部・農業振興部 (略)
地域整備部	地域整備部
総務課	総務課
業務課	業務課
業務係	業務係 <u>行政係</u>
<u>用地・行政課</u>	<u>用地課</u>
維持管理課～治水課 (略)	維持管理課～治水課 (略)
(7)・(8) (略)	(7)・(8) (略)
(9) 柏崎地域振興局	(9) 柏崎地域振興局
健康福祉部・農業振興部 (略)	健康福祉部・農業振興部 (略)
地域整備部	地域整備部
総務課	総務課
業務課	業務課
業務係	業務係 <u>行政係</u>
<u>用地・行政課</u>	<u>用地課</u>
維持管理課～ダム管理課 (略)	維持管理課～ダム管理課 (略)
(10) 上越地域振興局	(10) 上越地域振興局
企画振興部・県税部 (略)	企画振興部・県税部 (略)
健康福祉環境部	健康福祉環境部
総務福祉課	総務福祉課
	<u>庶務係</u>
企画調整課～生活衛生課 (略)	企画調整課～生活衛生課 (略)
環境センター (略)	環境センター (略)
児童・障害者相談センター～地域整備部 (略)	児童・障害者相談センター～地域整備部 (略)
(11) 糸魚川地域振興局	(11) 糸魚川地域振興局
健康福祉部・農林振興部 (略)	健康福祉部・農林振興部 (略)
地域整備部	地域整備部
総務課	総務課
業務課	業務課
業務係	業務係 <u>行政係</u>
<u>用地・行政課</u>	<u>用地課</u>
維持管理課～河川・砂防課 (略)	維持管理課～河川・砂防課 (略)
(12) 佐渡地域振興局	(12) 佐渡地域振興局
健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)	健康福祉環境部・農林水産振興部 (略)
地域整備部	地域整備部
総務課	総務課

業務課
業務係
用地・行政課
維持管理課～県民サービスセンター
(略)

2 (略)

3 新潟地域振興局新津地域整備部に次の課及び係を置く。
庶務課
庶務係
用地・行政課
維持管理課～ダム管理課 (略)

4 (略)

5 新潟地域振興局津川地区振興事務所に次の課及び係を置く。
総務課
総務係
用地・行政課
維持管理課～森林施設課 (略)

6～12 (略)

(分掌事務)

第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。
健康福祉部・農林振興部 (略)
地域整備部
総務課

(1) (略)

(2) 第13条各号に掲げる事項に係る文書及び会計に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

業務課
(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

用地課～災害復旧課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
企画振興部～農村整備部 (略)
地域整備部
庶務課
(1)～(4) (略)

(5) (略)

業務課
業務係 行政係
用地課
維持管理課～県民サービスセンター
(略)

2 (略)

3 新潟地域振興局新津地域整備部に次の課及び係を置く。
庶務課
庶務係 行政係
用地課
維持管理課～ダム管理課 (略)

4 (略)

5 新潟地域振興局津川地区振興事務所に次の課及び係を置く。
総務課
総務係
行政係
用地課
維持管理課～森林施設課 (略)

6～12 (略)

(分掌事務)

第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。
健康福祉部・農林振興部 (略)
地域整備部
総務課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

業務課
(1)～(4) (略)

(5) 土地取引の届出等に関する事項

(6) (略)

(7) (略)

用地課～災害復旧課 (略)

2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。
企画振興部～農村整備部 (略)
地域整備部
庶務課
(1)～(4) (略)

(5) 土地取引の届出等に関する事項

(6) (略)

(6) (略)

用地課～ダム管理課 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

県税部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

前項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務

用地課～都市整備課 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第25項及び第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部

企画調整課

第2項に規定する健康福祉環境部庶務課及び企画調整課の分掌事務

地域福祉課～生活衛生課 (略)

環境センター (略)

農業振興部 (略)

地域整備部

総務課

(1) (略)

(2) 第13条各号に掲げる事項に係る文書及び会計に関する事項

(7) (略)

用地課～ダム管理課 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、巻農業振興部、新津地域整備部、新潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

(1)～(7) (略)

(8) 労働行政に関する事項

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

県税部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の指導に関する事項

(3) 公共施設の管理に関する事項

(4) 国土交通省所管国有財産（従前の建設省所管の国有財産に限る。）の取得、管理及び処分に関する事項

(5) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事項（国の機関又は地方公共団体が行う建設工事に限る。）

(6) 部内他課に属しない事項

用地課～都市整備課 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第25項及び第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉環境部

庶務課

(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 保健所及び福祉事務所の庶務及び会計に関する事項

(3) 部内他課等に属しない事項

企画調整課

第2項に規定する健康福祉環境部企画調整課の分掌事務

地域福祉課～生活衛生課 (略)

環境センター (略)

農業振興部 (略)

地域整備部

総務課

(1) (略)

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

業務課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の指導に関する事項
- (3) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事項（国の機関又は地方公共団体が行う建設工事に限る。）
- (4) 部内他課に属しない事項

用地・行政課

- (1) 土木事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項
- (2) 公共施設の管理に関する事項
- (3) 国土交通省所管国有財産（従前の建設省所管の国有財産に限る。）の取得、管理及び処分に関する事項

維持管理課～ダム管理課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部

- (1)～(6) (略)

- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

県民サービスセンター (略)

県税部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

第2項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

業務課

第2項に規定する地域整備部庶務課の分掌事務

用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務

維持管理課～ダム管理課 (略)

5 長岡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（与板及び小千谷の各維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、次のとおりとする。

企画振興部

- (1)～(6) (略)

(7) 労働行政に関する事項

- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

県民サービスセンター (略)

県税部～農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課

- (1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項
- (2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の指導に関する事項
- (3) 公共施設の管理に関する事項
- (4) 国土交通省所管国有財産（従前の建設省所管の国有財産に限る。）の取得、管理及び処分に関する事項
- (5) 土地取引の届出等に関する事項
- (6) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事項（国の機関又は地方公共団体が行う建設工事に限る。）

用地課～建築課 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)

地域整備部

総務課 (略)

業務課

(1) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(2) 土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の指導に関する事項

(3) 建設工事に係る資材の分別解体等に関する事項

(4) 部内他課に属しない事項

用地・行政課

第4項に規定する地域整備部用地・行政課の分掌事務

維持管理課～治水課 (略)

7・8 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)

地域整備部

総務課 (略)

業務課

第6項に規定する地域整備部業務課の分掌事務

用地・行政課

第4項に規定する地域整備部用地・行政課の分掌事務

維持管理課～ダム管理課 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

第5項に規定する企画振興部の分掌事務

に限る。)

(7) 部内他課に属しない事項

用地課～建築課 (略)

6 魚沼地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)

地域整備部

総務課 (略)

業務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務

用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務

維持管理課～治水課 (略)

7・8 (略)

9 柏崎地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。

健康福祉部・農業振興部 (略)

地域整備部

総務課 (略)

業務課

第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務

用地課

第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務

維持管理課～ダム管理課 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務（上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。）は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部

(1) 局所管の人事の総合調整に関する事項

(2) 部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項

(3) 県税部所管の人事、文書及び会計に関する事項

(4) 庁舎管理に関する事項（他部等の所管に属する事項を除く。）

(5) 局及び地域機関の連絡調整に関する事項

(6) 危機管理に係る総合調整に関する事項（他部

<p>県民サービスセンター (略) 県税部～地域整備部 (略)</p> <p>11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部・農林振興部 (略) 地域整備部 総務課 (略) 業務課</p> <p><u>第6項に規定する地域整備部業務課の分掌事務 用地・行政課</u></p> <p><u>第4項に規定する地域整備部用地・行政課の分掌事務</u></p> <p>維持管理課～河川・砂防課 (略)</p> <p>12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉環境部・農林水産振興部 (略) 地域整備部 総務課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第13条各号に掲げる事項に係る文書及び会計に関する事項</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>業務課</p> <p><u>第4項に規定する地域整備部業務課の分掌事務</u></p>	<p>等の所管に属する事項を除く。)</p> <p>(7) <u>労働行政に関する事項</u></p> <p>(8) <u>地域振興に係る施策の企画立案及び実施に関する事項</u></p> <p>(9) <u>地域振興に係る局内の調整に関する事項</u></p> <p>(10) <u>地域振興に係る市町村との情報交換に関する事項</u></p> <p>(11) <u>地域振興計画に関する事項</u></p> <p>県民サービスセンター (略) 県税部～地域整備部 (略)</p> <p>11 糸魚川地域振興局の部及び課の分掌事務は、第24項から第26項までに規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉部・農林振興部 (略) 地域整備部 総務課 (略) 業務課</p> <p><u>第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務 用地課</u></p> <p><u>第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務</u></p> <p>維持管理課～河川・砂防課 (略)</p> <p>12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>健康福祉環境部・農林水産振興部 (略) 地域整備部 総務課</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>業務課</p> <p>(1) <u>部所管の人事、公印、文書及び会計に関する事項</u></p> <p>(2) <u>土木事業に係る入札及び契約並びに建設業の指導に関する事項</u></p> <p>(3) <u>公共施設の管理に関する事項 (佐渡空港並びに港湾及びその区域内の海岸を除く。)</u></p> <p>(4) <u>国土交通省所管国有財産 (従前の建設省所管の国有財産に限る。)の取得、管理及び処分に関する事項</u></p> <p>(5) <u>土地取引の届出等に関する事項</u></p> <p>(6) <u>建設工事に係る資材の分別解体等に関する事項 (国の機関又は地方公共団体が行う建設工事に限る。)</u></p> <p>(7) <u>部内他課に属しない事項</u></p>
--	---

<p style="text-align: center;"><u>用地・行政課</u></p> <p>(1) <u>土木事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項</u></p> <p>(2) <u>公共施設の管理に関する事項（佐渡空港並びに港湾及びその区域内の海岸を除く。）</u></p> <p>(3) <u>国土交通省所管国有財産（従前の建設省所管の国有財産に限る。）の取得、管理及び処分に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">維持管理課～県民サービスセンター (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 新潟地域振興局新津地域整備部の部及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">庶務課</p> <p style="text-align: center;"><u>第6項に規定する地域整備部業務課の分掌事務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>用地・行政課</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第4項に規定する地域整備部用地・行政課の分掌事務</u></p> <p style="text-align: center;">維持管理課～ダム管理課 (略)</p> <p>15 (略)</p> <p>16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">総務課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>用地・行政課</u></p> <p>(1) <u>土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項</u></p> <p>(2) <u>公共施設の管理に関する事項</u></p> <p>(3) <u>国土交通省所管国有財産の取得、管理及び処分に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">維持管理課～森林施設課 (略)</p> <p>17～26 (略)</p> <p>第13条 村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>用地課</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務</u></p> <p style="text-align: center;">維持管理課～県民サービスセンター (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 新潟地域振興局新津地域整備部の部及び課の分掌事務は、第26項に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">庶務課</p> <p style="text-align: center;"><u>第1項に規定する地域整備部業務課の分掌事務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>用地課</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第1項に規定する地域整備部用地課の分掌事務</u></p> <p style="text-align: center;">維持管理課～ダム管理課 (略)</p> <p>15 (略)</p> <p>16 新潟地域振興局津川地区振興事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">総務課</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>公共施設の管理に関する事項</u></p> <p>(7) <u>国土交通省所管国有財産の取得、管理及び処分に関する事項</u></p> <p>(8) <u>土地取引の届出等に関する事項</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>用地課</u></p> <p style="text-align: center;"><u>土地等の収用、使用、買収及び寄付並びに地上物件等の移転並びに損失補償に関する事項</u></p> <p style="text-align: center;">維持管理課～森林施設課 (略)</p> <p>17～26 (略)</p> <p>第13条 村上、三条、魚沼、十日町、柏崎、糸魚川及び佐渡の各地域振興局は、前条に規定するもののほか、次に掲げる事項に係る事務を分掌する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	--

(設置)

第128条 労働者及び使用者からの労働相談に応ずるため、労働相談所を新潟市に置く。

(組織及び分掌事務)

第131条 新潟テクノスクールに総務課、訓練課及び開発援助課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

訓練課

(1)～(3) (略)

(4) 短期課程の職業訓練(在職者訓練及び委託訓練を除く。)に関する事項

開発援助課 (略)

2 上越テクノスクールに総務課及び訓練課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

訓練課

(1)～(3) (略)

(4) 短期課程の職業訓練(在職者訓練及び委託訓練を除く。)に関する事項

(5) 前項に規定する開発援助課の分掌事務

3・4 (略)

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策

(5) 前各号に掲げる事項に係る公印、文書及び会計に関する事項

(設置)

第128条 労働者及び使用者からの労働相談に応ずるため、労働相談所を置き、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
新潟労働相談所	新潟市	新潟市 新発田市 村上市 五泉市 阿賀野市 佐渡市 胎内市 北蒲原郡 東蒲原郡 岩船郡
長岡労働相談所	長岡市	長岡市 三条市 柏崎市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 燕市 魚沼市 南魚沼市 西蒲原郡 南蒲原郡 三島郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刈羽郡
上越労働相談所	上越市	上越市 糸魚川市 妙高市

(組織及び分掌事務)

第131条 新潟テクノスクールに総務課、訓練第1課、訓練第2課及び開発援助課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

訓練第1課

(1)～(3) (略)

訓練第2課

短期課程の職業訓練(在職者訓練及び委託訓練を除く。)に関する事項

開発援助課 (略)

2 上越テクノスクールに総務課及び訓練課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

総務課 (略)

訓練課

(1)～(3) (略)

(4) 前項に規定する訓練第2課及び開発援助課の分掌事務

3・4 (略)

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策企画課、広報広聴課、地域政策

課、ICT推進課及び国際課、総務部行政改革課、県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境局環境政策課、防災局防災企画課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課、障害福祉課及び子ども家庭課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課及びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部観光企画課、国際観光推進課及び文化課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(企画監査員等)

第179条 (略)

2 福祉保健部国保・福祉指導課に監査専門員を置くことができる。

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛生検査センター、病虫害防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所、労働相談所及び流域下水道事務所に次長を置くことができる。

2・3 (略)

(用地調整員)

第208条 村上地域振興局、新発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び上越地域振興局の地域整備部の用地課、三条地域振興局、魚沼地域振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局津川地区整備部の用地・行政課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

課、ICT推進課及び国際課、総務部行政改革課、県民生活課、大学・私学振興課及び税務課、環境局環境政策課、防災局防災企画課、原子力安全対策課、福祉保健部福祉保健総務課、地域医療政策課、感染症対策・薬務課、高齢福祉保健課、健康づくり支援課及び障害福祉課、産業労働部産業政策課、地域産業振興課、創業・イノベーション推進課及びしごと定住促進課、観光文化スポーツ部観光企画課及び国際観光推進課、文化課及びスポーツ課、農林水産部農業総務課、農産園芸課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

(企画監査員)

第179条 (略)

(次長)

第189条 保健所、福祉事務所、児童相談所、食肉衛生検査センター、計量検定所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、自治研修所、放射線監視センター、中央福祉相談センター、保健環境科学研究所、精神保健福祉センター、コロニーにいがた白岩の里、新潟学園、工業技術総合研究所及び流域下水道事務所

2・3 (略)

(用地調整員)

第208条 地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局津川地区整備部の用地課、長岡地域振興局地域整備部及び上越地域振興局地域整備部の維持管理事務所の業務課、上越地域振興局妙高砂防事務所の庶務課、村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課並びに上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所の業務課に用地調整員を置くことができる。

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課、村上地域振興局及び十日町地域振興局の地域整備部の業務課、新発田地域振興局、新潟地域振興局、長岡地域振興局、南魚沼地域振興局及び上越地域振興局の地域整備部の庶務課並びに三条地域振興局、魚沼地域振興局、柏崎地域振興局、糸魚川地域振興局及び佐渡地域振興局の地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の用地・行政課に行政専門員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		
新潟県個人情報保護審査会	新潟県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年新潟県条例第32号）第9条の規定による開示決定等についての審査請求に係る調査審議、個人情報の保護に関する事項の建議、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する事項の調査審議及び建議並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについての意見の陳述	新潟県個人情報保護の保護に関する法律施行条例第9条第1項

(略)

新潟県立近代美術館協議会	(略)	博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第23条第1項</u>
--------------	-----	-----------------------------------

(行政専門員)

第210条 村上地域振興局、南魚沼地域振興局及び糸魚川地域振興局の農林振興部、三条地域振興局、魚沼地域振興局、十日町地域振興局及び柏崎地域振興局の農業振興部並びに新潟地域振興局巻農業振興部の庶務課、新発田地域振興局農村整備部並びに新潟地域振興局、長岡地域振興局及び上越地域振興局の農林振興部の農用地課、佐渡地域振興局農林水産振興部の農地庶務課、地域振興局の地域整備部及び新潟地域振興局新津地域整備部の庶務課並びに新潟地域振興局津川地区振興事務所の総務課に行政専門員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
(略)		
新潟県個人情報保護審査会	新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号） <u>第44条の規定による同条例の規定によりその権限に属させられた事項の審議、個人情報の保護に関する事項の建議、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する事項の調査審議及び建議並びに特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについての意見の陳述</u>	新潟県個人情報保護条例第44条第1項

(略)

新潟県立近代美術館協議会	(略)	博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第20条第1項</u>
--------------	-----	-----------------------------------

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第23号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（地域機関の長への共通委任）</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の3 (略)</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、<u>修学部分休業、高齢者部分休業</u>及び職務専念義務の免除の承認等を行うこと（地域振興局長以外の地域機関の長の5日以上に係るもの（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8—55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇に係るものを除く。）、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）、</p> <p>(5)の2～(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">（地域振興局長への委任）</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(259) (略)</p> <p>(260) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第16条第2項</u>の規定により、市町村道の道路管理者に代わってその権限を行うこと（第199号から前号までに掲げる権限に限る。次号及び第262号において同じ。）、</p> <p>(261)～(544) (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p style="text-align: center;">（保健所長への委任）</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(101) (略)</p> <p>(102) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項（<u>同法第44条の9第1項</u>において準用する場合を含む。）の規定による結核の患者又は無症状病原体保有者に係る届出を受理すること。</p> <p>(103) 感染症の予防及び感染症の患者に対する</p>	<p style="text-align: center;">（地域機関の長への共通委任）</p> <p>第3条 次に掲げる事務は、地域機関の長に委任する。</p> <p>(1)～(4)の3 (略)</p> <p>(5) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、<u>修学部分休業及び職務専念義務</u>の免除の承認等を行うこと（地域振興局長以外の地域機関の長の5日以上に係るもの（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8—55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇に係るものを除く。）、研修及び兼職に係るもの並びに結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）、</p> <p>(5)の2～(9) (略)</p> <p style="text-align: center;">（地域振興局長への委任）</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(259) (略)</p> <p>(260) <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第2項</u>の規定により、市町村道の道路管理者に代わってその権限を行うこと（第199号から前号までに掲げる権限に限る。次号及び第262号において同じ。）、</p> <p>(261)～(544) (略)</p> <p>2～12 (略)</p> <p style="text-align: center;">（保健所長への委任）</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(101) (略)</p> <p>(102) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項（<u>同法第7条第1項</u>において準用する場合を含む。）の規定による結核の患者又は無症状病原体保有者に係る届出を受理すること。</p> <p>(103) 感染症の予防及び感染症の患者に対する</p>

- | | |
|--|--|
| <p>医療に関する法律第14条第2項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定による感染症の発生の状況の届出を受理すること。</p> <p>(103)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条の2第2項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定による患者の検体又は感染症の病原体の一部を受領すること。</p> <p>(103)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条の2第3項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。</p> <p>(104) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項又は第15条の2第1項（これらの規定を同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に患者等に質問させ、又は調査をさせること。</p> <p>(104)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第3項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体若しくは感染症の病原体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを職員に求めさせること。</p> <p>(104)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第5項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。</p> <p>(105) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の3第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、健康状態について報告を求め、又は職員に質問させること。</p> <p>(106) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の3第2項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に質問させ、又は調査をさせること。</p> <p>(106)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第1項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを勧告すること。</p> <p>(106)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第3項（同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に検体を採取させること。</p> | <p>医療に関する法律第14条第2項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定による感染症の発生の状況の届出を受理すること。</p> <p>(103)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条の2第2項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定による患者の検体又は感染症の病原体の一部を受領すること。</p> <p>(103)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第14条の2第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。</p> <p>(104) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項又は第15条の2第1項（これらの規定を同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に患者等に質問させ、又は調査をさせること。</p> <p>(104)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体若しくは感染症の病原体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを職員に求めさせること。</p> <p>(104)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第5項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を実施すること。</p> <p>(105) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の3第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、健康状態について報告を求め、又は職員に質問させること。</p> <p>(106) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条の3第2項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に質問させ、又は調査をさせること。</p> <p>(106)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第1項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを勧告すること。</p> <p>(106)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第3項（同法第7条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、職員に検体を採取させること。</p> |
|--|--|

- (106)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第5項(同法第44条の9第1項、同法第23条(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)、同法第44条の11第9項、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により、通知すること。
- (106)の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第6項(同法第44条の9第1項、同法第23条(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)、同法第44条の11第9項、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により、書面を交付すること。
- (106)の6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第7項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を実施すること。
- (107) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、健康診断を受け、又は受けさせるべきことを勧告すること。
- (108) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第2項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、当該職員に健康診断を行わせること。
- (109)及び(110) (略)
- (111) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、患者等に対し、通知すること。
- (112) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第4項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、就業制限に係る確認をすること。
- (113) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第5項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、感染症診査協議会の意見を聴くこと。
- (114) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第6項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、感染症診査協議会に報告すること。
- (115) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第1項又は第20条第1項(これらの規定を同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。)の規定により、入院し、又は入院させるべきことを勧告すること。
- (116) 感染症の予防及び感染症の患者に対する

- (106)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第5項(同法第7条第1項、同法第23条(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)、同法第44条の7第9項、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により、通知すること。
- (106)の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第6項(同法第7条第1項、同法第23条(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)、同法第44条の7第9項、同法第45条第3項及び同法第49条において準用する場合を含む。)の規定により、書面を交付すること。
- (106)の6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3第7項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を実施すること。
- (107) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、健康診断を受け、又は受けさせるべきことを勧告すること。
- (108) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条第2項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、当該職員に健康診断を行わせること。
- (109)及び(110) (略)
- (111) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、患者等に対し、通知すること。
- (112) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第4項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、就業制限に係る確認をすること。
- (113) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第5項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、感染症診査協議会の意見を聴くこと。
- (114) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第6項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、感染症診査協議会に報告すること。
- (115) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第1項又は第20条第1項(これらの規定を同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。)の規定により、入院し、又は入院させるべきことを勧告すること。
- (116) 感染症の予防及び感染症の患者に対する

医療に関する法律第19条第3項又は第20条第2項（これらの規定を同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、勧告に係る患者を入院させること。

(117) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第5項又は第20条第3項（これらの規定を同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院している患者を他の病院又は診療所に入院させること。

(117)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第7項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、感染症診査協議会に報告すること。

(117)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第4項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院の期間を延長すること。

(117)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第5項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、感染症診査協議会の意見を聴くこと。

(117)の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第6項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、職員を指定し、当該職員に対して意見を述べる機会を与えること。

(117)の6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第8項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による聴取書を受理すること。

(117)の7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21条（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院する患者を移送すること。

(117)の8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第1項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、患者を退院させること。

(117)の9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第2項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による通知を受理すること。

(117)の10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第3項（同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による退院の請求を受理すること。

医療に関する法律第19条第3項又は第20条第2項（これらの規定を同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、勧告に係る患者を入院させること。

(117) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第5項又は第20条第3項（これらの規定を同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院している患者を他の病院又は診療所に入院させること。

(117)の2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第7項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、感染症診査協議会に報告すること。

(117)の3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第4項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院の期間を延長すること。

(117)の4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第5項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、感染症診査協議会の意見を聴くこと。

(117)の5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第6項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、職員を指定し、当該職員に対して意見を述べる機会を与えること。

(117)の6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第8項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による聴取書を受理すること。

(117)の7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21条（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、入院する患者を移送すること。

(117)の8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第1項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定により、患者を退院させること。

(117)の9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第2項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による通知を受理すること。

(117)の10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第3項（同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。）の規定による退院の請求を受理すること。

と。

- (117)の11 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第4項(同法第44条の9第1項及び第26条において準用する場合を含む。)の規定により、病原体を保有しているかどうかの確認をすること。
- (117)の12 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の2第1項(同法第44条の9第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。)の規定による苦情の申出を受理すること。
- (117)の13 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の2第2項(同法第44条の9第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。)の規定により、職員を指定し、当該職員に苦情の申出の内容を聴取させること。
- (117)の14 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の2第3項(同法第44条の9第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。)の規定により、苦情の申出を処理し、その結果を通知すること。
- (117)の15 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第1項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずること。
- (117)の16 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第3項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、職員に検体又は感染症の病原体を収去させること。
- (117)の17 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第5項(同法第44条の9第1項及び第50条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を実施すること。
- (117)の18 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第1項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に必ずべきことを命ずること。
- (117)の19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第3項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、職員に検体を採取させること。
- (117)の20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第5項(同法第44条の9第1項及び第50条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を実施

- (117)の11 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第22条第4項(同法第7条第1項及び第26条において準用する場合を含む。)の規定により、病原体を保有しているかどうかの確認をすること。
- (117)の12 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の2第1項(同法第7条第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。)の規定による苦情の申出を受理すること。
- (117)の13 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の2第2項(同法第7条第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。)の規定により、職員を指定し、当該職員に苦情の申出の内容を聴取させること。
- (117)の14 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の2第3項(同法第7条第1項、第26条及び第49条の2において準用する場合を含む。)の規定により、苦情の申出を処理し、その結果を通知すること。
- (117)の15 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずること。
- (117)の16 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第3項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、職員に検体又は感染症の病原体を収去させること。
- (117)の17 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3第5項(同法第7条第1項及び第50条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を実施すること。
- (117)の18 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に必ずべきことを命ずること。
- (117)の19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第3項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、職員に検体を採取させること。
- (117)の20 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の4第5項(同法第7条第1項及び第50条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、検査を実施する

すること。

(117)の21 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第1項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、消毒すべきことを命ずること。

(117)の22 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村に消毒するよう指示し、又は職員に消毒させること。

(117)の23 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第1項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、区域を指定し、ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずること。

(117)の24 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第2項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、区域を指定し、市町村にねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は職員に駆除させること。

(117)の25 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第1項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

(117)の26 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第2項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村に消毒するよう指示し、又は職員に消毒、廃棄その他必要な措置をとらせること。

(117)の27 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第1項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、同法第27条から第29条までに規定する措置を実施する場合に、当該職員に同項に規定する場所に立ち入り、患者等に質問させ、又は調査をさせること。

(117)の28 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条第1項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、通知すること。

(117)の29 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条第2項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、書面を交付すること。

(117)の30 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の

こと。

(117)の21 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、消毒すべきことを命ずること。

(117)の22 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村に消毒するよう指示し、又は職員に消毒させること。

(117)の23 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、区域を指定し、ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずること。

(117)の24 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条第2項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、区域を指定し、市町村にねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は職員に駆除させること。

(117)の25 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、物件の移動を制限し、若しくは禁止し、消毒、廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずること。

(117)の26 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条第2項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、市町村に消毒するよう指示し、又は職員に消毒、廃棄その他必要な措置をとらせること。

(117)の27 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、同法第27条から第29条までに規定する措置を実施する場合に、当該職員に同項に規定する場所に立ち入り、患者等に質問させ、又は調査をさせること。

(117)の28 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、通知すること。

(117)の29 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条第2項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、書面を交付すること。

(117)の30 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定

規定による入院患者に係る医療費の公費負担の決定をすること。

(117)の31 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定による結核患者に係る医療費の公費負担の決定をすること。

(117)の32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第9項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定による結核指定医療機関の指導をすること。

(117)の33 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第43条第1項(同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、感染症指定医療機関(結核指定医療機関に限る。)の管理者に対して報告を求め、又は当該職員に結核指定医療機関について実地に帳簿書類を検査させること。

(117)の34 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項又は第2項(これらの規定を同法第44条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めること。

(117)の35 (略)

(117)の36 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の11第1項の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを勧告すること。

(117)の37 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の11第3項の規定により、職員に検体を採取させること。

(117)の38 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の11第5項の規定により、検査を実施すること。

(117)の39～(269) (略)

(270) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第53条第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入調査若しくは質問をさせること(厚生労働大臣の定める手続により輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の認定を受けた設置者等に係るものに限る。)

(271) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第53条第5項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと(第268号に掲げる事務に係るものに限る。)

2・3 (略)

(食肉衛生検査センター所長への委任)

による入院患者に係る医療費の公費負担の決定をすること。

(117)の31 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による結核患者に係る医療費の公費負担の決定をすること。

(117)の32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第7項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定による結核指定医療機関の指導をすること。

(117)の33 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第43条第1項(同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、感染症指定医療機関(結核指定医療機関に限る。)の管理者に対して報告を求め、又は当該職員に結核指定医療機関について実地に帳簿書類を検査させること。

(117)の34 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項又は第2項(これらの規定を同法第7条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めること。

(117)の35 (略)

(117)の36 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第1項の規定により、検体を提出し、又は職員による検体の採取に応じるべきこと若しくは応じさせるべきことを勧告すること。

(117)の37 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第3項の規定により、職員に検体を採取させること。

(117)の38 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の7第5項の規定により、検査を実施すること。

(117)の39～(269) (略)

(270) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入調査若しくは質問をさせること(厚生労働大臣の定める手続により輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の認定を受けた設置者等に係るものに限る。)

(271) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第5項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと(第268号に掲げる事務に係るものに限る。)

2・3 (略)

(食肉衛生検査センター所長への委任)

第 8 条の 2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(23) (略)

(24) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 53 条第 2 項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入調査若しくは質問をさせること（厚生労働大臣の定める手続により輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の認定を受けた設置者等に係るものに限る。）。

(25) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 53 条第 5 項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと（第 22 号に掲げる事務に係るものに限る。）。

第 8 条の 2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(23) (略)

(24) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 38 条第 2 項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入調査若しくは質問をさせること（厚生労働大臣の定める手続により輸出証明書の発行を受けた者又は適合施設の認定を受けた設置者等に係るものに限る。）。

(25) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 38 条第 5 項の規定により、輸出証明書の発行を取り消すこと（第 22 号に掲げる事務に係るものに限る。）。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 条第 5 号の改正 令和 5 年 4 月 1 日

(2) 第 8 条第 1 項第 117 号の 32 の改正（「第 38 条第 7 項」を「第 38 条第 9 項」に改める部分に限る。） 令和 6 年 4 月 1 日

新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第24号

新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則の一部を改正する規則

新潟県地域振興局の所管区域の特例に係る事務を定める規則（平成21年新潟県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>条例別表第7</u>所掌事務の欄第1号の規則で定める事務）</p> <p>第2条 <u>条例別表第7</u>所掌事務の欄第1号の規則で定める事務は、新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）第12条第2項に規定する農業振興部農業企画課及び生産振興課の分掌事務（農業振興地域の整備に関する事項を除く。）とする。</p> <p>（<u>条例別表第10</u>所掌事務の欄第4号の規則で定める事務）</p> <p>第3条 <u>条例別表第10</u>所掌事務の欄第4号の規則で定める事務は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業以外の事業に係る事務であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>（<u>条例別表第8</u>所掌事務の欄第1号の規則で定める事務）</p> <p>第2条 <u>条例別表第8</u>所掌事務の欄第1号の規則で定める事務は、新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）第12条第2項に規定する農業振興部農業企画課及び生産振興課の分掌事務（農業振興地域の整備に関する事項を除く。）とする。</p> <p>（<u>条例別表第9</u>所掌事務の欄第4号の規則で定める事務）</p> <p>第3条 <u>条例別表第9</u>所掌事務の欄第4号の規則で定める事務は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業以外の事業に係る事務であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第25号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき職を定める規則（昭和41年新潟県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア 局本庁の次長、参与、参事、課長、業務指導監、課長補佐、副参事、<u>経営企画員及び建築調整員</u></p> <p>イ (略)</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項に規定する知事が定める職は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）により病院局に置かれる職のうち、次に掲げるもの（イに掲げる職にあつては、局本庁の副参事相当以上の職に限る。）</p> <p>ア 局本庁の次長、参与、参事、課長、業務指導監、課長補佐、副参事<u>及び経営企画員</u></p> <p>イ (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第9号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。
(1) 本庁関係のもの	(1) 本庁関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
(略)	(略)
(略)	出納局管理課新潟分 新潟市秋葉区新津4524番地
(略)	室 1
(2) (略)	(略)
(2) (略)	(2) (略)

◎新潟県訓令第10号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。ただし、別表第4土木部都市政策課の部の改正は、同年5月26日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、<u>修学部分休業、高齢者部分休業</u>及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上<u>の休暇等</u>（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8－55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(参与の専決事項)</p> <p>第4条の4 次に掲げる事項は、参与（部に置かれる参与に限る。以下同じ。）が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 参与の休暇、部分休業、修学部分休業、<u>高齢者部分休業</u>及び職務専念義務の免除（5日以上のもの（夏季休暇を除く。）、結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの並びに研修及</p>	<p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上<u>の休暇等</u>（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8－55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(参与の専決事項)</p> <p>第4条の4 次に掲げる事項は、参与（部に置かれる参与に限る。以下同じ。）が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 参与の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（5日以上のもの（夏季休暇を除く。）、結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの並びに研修及</p>

び兼職に係るものを除く。第4条の7、第4条の9から第4条の12まで及び第5条の5から第5条の8までにおいて「休暇等」という。)の承認等を行うこと。

(4)～(6) (略)

(受任者の権限に属する事務の専決)

第15条 (略)

2 前項に定めるもののほか、同項の規定により職員の旅行の命令を行うことを専決する者(別表第6第1号の表の左欄に掲げる者を除く。以下この項において「専決権者」という。)は、次に掲げる事項のうち、当該地域機関の長の指定する事項について専決するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 職員の休暇、部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。)の承認等(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。))を除く。)を行うこと。

3・4 (略)

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)～(12) (略)

(13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の休暇等(夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。)の承認等を行うこと(研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。)

(14)～(21) (略)

別表第3 (第5条関係)

課長共通専決事項

(1)～(11) (略)

(12) 個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。

(13)～(31) (略)

別表第4 (第6条関係)

(略)

を除く。次条、第4条の7、第4条の9から第4条の11まで及び第5条の5から第5条の7までにおいて「休暇等」という。)の承認等を行うこと。

(4)～(6) (略)

(受任者の権限に属する事務の専決)

第15条 (略)

2 前項に定めるもののほか、同項の規定により職員の旅行の命令を行うことを専決する者(別表第6第1号の表の左欄に掲げる者を除く。以下この項において「専決権者」という。)は、次に掲げる事項のうち、当該地域機関の長の指定する事項について専決するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするもの並びに研修及び兼職に係るものを除く。)の承認等(5日以上に係るもの(夏季休暇に係るものを除く。))を除く。)を行うこと。

3・4 (略)

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

(1)～(12) (略)

(13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾患に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)並びに参加、都市局長、副部長、デジタル改革監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、男女平等・共同参画統括監、政策監及び総務部参事の5日以上の休暇等(夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。)の承認等を行うこと(研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。)

(14)～(21) (略)

別表第3 (第5条関係)

課長共通専決事項

(1)～(11) (略)

(12) 個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等を行うこと。

(13)～(31) (略)

別表第4 (第6条関係)

(略)

総務部
(略)

法務文書課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1) (略) (2) <u>新潟県公文書の管理に関する条例第24条の規定による廃棄をすること。</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)

(略)

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること(三条地域振興局農業振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、第6号、第7号及び第11号から第16号までにおいて同じ。) (2)～(12) (略) (13) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第4項第4号の規定による地域脱炭素化促進事業計画の同意をすること。</u> (14) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第5項において準用する同法第22条の2第4項第4号の規定による地域脱炭素化促進事業計画の変更の同意をすること。</u> (15) <u>農業経営基盤強化促進法第12条第6項の規定による農業経営改善計画の記載</u>

総務部
(略)

法務文書課	
部長専決事項	課長専決事項
	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)

(略)

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること(三条地域振興局農業振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、第6号、第7号、 <u>第11号及び第12号</u> において同じ。) (2)～(12) (略)

	<p>事項に係る同意をすること。</p> <p>(16) <u>農業経営基盤強化促進法第13条第3項において準用する同法第12条第6項の規定による農業経営改善計画の記載事項の変更に係る同意をすること。</u></p>		
<p>(略)</p> <p>土木部</p>		<p>(略)</p> <p>土木部</p>	
<p>監理課</p>		<p>監理課</p>	
<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>
<p>(略)</p>	<p>(1) <u>建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定により、建設業の許可をすること。</u></p> <p>(2) <u>建設業法第11条(同法第17条において準用する場合を含む。)の規定による許可申請事項の変更届出の受理をすること。</u></p> <p>(3) <u>建設業法第12条(同法第17条において準用する場合を含む。)の規定による廃業等の届出の受理をすること。</u></p> <p>(4) <u>建設業法第17条の2第1項から第3項まで又は第17条の3第1項の規定により、承継に係る認可をすること。</u></p> <p>(5) <u>建設業法第19条の6第1項又は第2項の規定により、発注者に対し勧告をすること。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項についての審査を行うこと。</u></p>	<p>(略)</p>	<p>(1) <u>建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の6第1項又は第2項の規定により、発注者に対し勧告をすること。</u></p> <p>(2) (略)</p>

	<p>(8) <u>建設業法第29条第1項</u> (同項第5号に限る。)の規定により、許可を取り消すこと。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p>		<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>
(略)		(略)	
<p>道路管理課</p>		<p>道路管理課</p>	
<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>課長専決事項</p>
<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u> (令和3年法律第19号) 第16条第2項の規定により、市町村道の道路管理者に代わってその権限を行うこと (部長専決に関するものに限る。次号及び第9号において同じ。)</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(2)の3 <u>道路法第33条第2項第3号及び第5項の規定により、<u>利便増進誘導区域の指定、変更及び解除</u>をすること。</u></p> <p>(2)の4 (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(4)の2 <u>道路法第48条の20第1項及び第2項の規定により、<u>歩行者利便増進道路の指定、変更及び廃止</u>をすること。</u></p> <p>(4)の3 <u>道路法第48条の20第4項の規定により、<u>指定市以外の市町村からの協議</u>に対し同意をすること。</u></p> <p>(4)の4 (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第16条第2項の規定により、市町村道の道路管理者に代わってその権限を行うこと</u> (課長専決に関するものに限る。次号及び第14号において同じ。)</p> <p>(13)・(14) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>過疎地域自立促進特別措置法</u> (平成12年法律第15号) 第14条第2項の規定により、市町村道の道路管理者に代わってその権限を行うこと (部長専決に関するものに限る。次号及び第9号において同じ。)</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>(1)～(2)の2 (略)</p> <p>(2)の3 (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(4)の2 (略)</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>(12) <u>過疎地域自立促進特別措置法第14条第2項の規定により、市町村道の道路管理者に代わってその権限を行うこと</u> (課長専決に関するものに限る。次号及び第14号において同じ。)</p> <p>(13)・(14) (略)</p>
(略)		(略)	

都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)から(6)まで 削除	(略)
(7)～(33) (略)	

(略)
(略)

別表第4の2 (第14条関係)

地域機関の長等共通専決事項

- (1)・(2) (略)
- (3) 個人情報ファイル簿の作成等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等をすること(地域機関の長及び地域振興局の部長に限る。)

別表第5 (第14条の2関係)

(略)

三条地域振興局農業振興部長専決事項

- (1)～(8) (略)
- (9) 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第4号の規定による地域脱炭素化促進事業計画の同意をすること。
- (10) 地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第5項において準用する同法第22条の2第4項第4号の規定による地域脱炭素化促進事業計画の変更の同意をすること。
- (11) 農業経営基盤強化促進法第12条第6項の規定による農業経営改善計画の記載事項に係る同意をすること。
- (12) 農業経営基盤強化促進法第13条第3項において準用する同法第12条第6項の規定による農業経営改善計画の記載事項の変更に係る同意をすること。

(略)

地域振興局の地域整備部長(新潟地域振興局新津地域整備部長を含む。)専決事項

都市政策課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)から(4)まで 削除 (5) <u>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条第1項の規定により、宅地造成工事規制区域の指定</u> をすること。 (6) <u>宅地造成等規制法第20条第1項又は第2項の規定により、造成宅地防災区域の指定又は解除</u> をすること。	(略)
(7)～(33) (略)	

(略)
(略)

別表第4の2 (第14条関係)

地域機関の長等共通専決事項

- (1)・(2) (略)
- (3) 個人情報取扱事務の登録等、個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定等をすること(地域機関の長及び地域振興局の部長に限る。)

別表第5 (第14条の2関係)

(略)

三条地域振興局農業振興部長専決事項

- (1)～(8) (略)

(略)

地域振興局の地域整備部長(新潟地域振興局新津地域整備部長を含む。)専決事項

- (1) 建設業法第3条の規定により、建設業の許可をすること。

(1) (略)

(2) (略)

新潟地域振興局津川地区振興事務所長専決事項

(1) (略)

(2) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所 事務職員の次長	(1)・(2) (略) (3) 総務課及び用地・行政課に所属する職員の時間外勤務等の命令をすること。 (4) 総務課及び用地・行政課に所属する職員の特殊勤務の命令をすること。 (5) 総務課及び用地・行政課に所

(2) 建設業法第11条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による許可申請事項の変更届出の受理をすること。

(3) 建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理をすること。

(3)の2 建設業法第17条の2第1項から第3項まで又は第17条の3第1項の規定により、承継に係る認可をすること。

(4) 建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項についての審査を行うこと。

(5) 建設業法第29条第1項（同項第5号に限る。）の規定により、許可を取り消すこと。

(6) (略)

(7) (略)

新潟地域振興局津川地区振興事務所長専決事項

(1) 建設業法第3条の規定により、建設業の許可をすること。

(2) 建設業法第11条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による許可申請事項の変更届出の受理をすること。

(3) 建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理をすること。

(3)の2 建設業法第17条の2第1項から第3項まで又は第17条の3第1項の規定により、承継に係る認可をすること。

(4) 建設業法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項についての審査を行うこと。

(5) 建設業法第29条第1項（同項第5号に限る。）の規定により、許可を取り消すこと。

(6) (略)

(7) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1) 地域振興局の部長、副部長、次長等の共通専決事項

専決権限を有する者	専決事項
(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所 事務職員の次長	(1)・(2) (略) (3) 総務課及び用地課に所属する職員の時間外勤務等の命令をすること。 (4) 総務課及び用地課に所属する職員の特殊勤務の命令をすること。 (5) 総務課及び用地課に所属する

	属する職員の当直勤務の命令を すること。 (6)～(11) (略)
(略)	
新潟地域振 興局新潟港 湾事務所 東港分所 長	(略)
副参事(部、 センター、 事務所又は 課に置かれ るものを除 く。)	(1) 新潟県行政文書管理規程第 42条第2項の規定により、ファ イル基準表を作成すること(行 政組織規則第13条各号に規定す る事項に係るものに限る。次号 及び第3号において同じ。) (2) 新潟県行政文書管理規程第 43条第1項の規定により、完結 文書の保存期間を決定するこ と。 (3) 新潟県行政文書管理規程第 44条の規定により、個別フォル ダー等の保存期間満了時の措置 を定めること。
(2) (略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専 決事項	
専決権限を 有する者	専 決 事 項
(略)	
村上地域振 興局地域整 備部長	(略)
(略)	
新潟地域振 興局地域整 備部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで並びに第5 項第1号から第12号までに規定す る事項並びに同条第10項に規定す る事項(同条第4項第1号、第2 号及び第136号の2から第136号の 67までに係るものを除く。)(地域 整備部の副部長(総務担当)及び 庶務課長、新津地域整備部長並び に新津地域整備部の副部長(総務 担当)、用地・行政課長及び維持管 理課長並びに津川地区振興事務所 長並びに津川地区振興事務所の事

	職員の当直勤務の命令をするこ と。 (6)～(11) (略)
(略)	
新潟地域振 興局新潟港 湾事務所 東港分所 長	(略)
(2) (略)	
(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専 決事項	
専決権限を 有する者	専 決 事 項
(略)	
村上及び糸 魚川の各地 域振興局地 域整備部長	(略)
(略)	
新潟地域振 興局地域整 備部長	新潟県事務委任規則第3条の3 第1項第199号から第320号まで、 第340号から第492号まで及び第 517号から第544号まで並びに第5 項第1号から第12号までに規定す る事項並びに同条第10項に規定す る事項(同条第4項第1号、第2 号及び第136号の2から第136号の 67までに係るものを除く。)(地域 整備部の副部長(総務担当)及び 庶務課長、新津地域整備部長並び に新津地域整備部の副部長(総務 担当)、庶務課長及び維持管理課長 並びに津川地区振興事務所長並び に津川地区振興事務所の事務職員

	<p>務職員の次長、<u>用地・行政課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第10項第3号に規定する事項(同条第4項第134号及び第135号に係るものに限る。)については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限り、新潟県事務委任規則第3条の3第5項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。))</p>		<p>の次長、<u>総務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第10項第3号に規定する事項(同条第4項第134号及び第135号に係るものに限る。)については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限り、新潟県事務委任規則第3条の3第5項第1号から第12号までに規定する事項については新潟地域振興局新潟港湾事務所の所長、次長、業務課長、東港分所長及び東港分所業務課長の専決事項を除く。))</p>
新潟地域振興局新津地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項(新津地域整備部の副部長(総務担当)、<u>用地・行政課長</u>及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、<u>用地・行政課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。))</p>	新潟地域振興局新津地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項(新津地域整備部の副部長(総務担当)、<u>庶務課長</u>及び維持管理課長並びに津川地区振興事務所長並びに津川地区振興事務所の事務職員の次長、<u>総務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。))</p>
三条地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、<u>用地・行政課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県ア</p>	三条地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第4項第134号、第135号及び第137号から第243号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、<u>業務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県ア</p>

	<p>スベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>		<p>ストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)</p>
(略)		(略)	
魚沼地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、<u>用地・行政課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</p>	魚沼及び十日町の各地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、<u>業務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</p>
南魚沼地域振興局地域整備部長	(略)	南魚沼地域振興局地域整備部長	(略)
十日町地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、<u>業務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</p>		
柏崎地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第5項並びに第11項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、<u>用地・行政課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</p>	柏崎地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第5項並びに第11項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、<u>業務課長</u>及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。)</p>
上越地域振興局地域整備部長	(略)	上越地域振興局地域整備部長	(略)
糸魚川地域振興局地域	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、</p>		

整備部長	第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第5項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、用地・行政課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）		
佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、 <u>用地・行政課長</u> 、維持管理課長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）	佐渡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第4項第134号、第135号及び第137号から第243号まで並びに第7項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、 <u>業務課長</u> 、維持管理課長及び港湾空港業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第4項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
(略)		(略)	
村上地域振興局地域整備部 業務課長	(略)	村上、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部 業務課長	(略)
(略)		(略)	
新潟地域振興局地域整備部 庶務課長	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項（ <u>新津地域整備部及び津川地区振興事務所の各用地・行政課長の専決事項を除く。</u> ）	新潟地域振興局地域整備部 庶務課長	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項（ <u>新津地域整備部庶務課長及び津川地区振興事務所総務課長の専決事項を除く。</u> ）
新潟地域振興局新津地域整備部 <u>用地・行政課長</u>	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項（ <u>津川地区振興事務所用地・行政課長の専決事項を除く。</u> ）	新潟地域振興局新津地域整備部 <u>庶務課長</u>	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項（ <u>津川地区振興事務所総務課長の専決事項を除く。</u> ）
三条、魚沼	(略)	三条、魚沼	(略)

及び佐渡の各地域振興局地域整備部 用地・行政課長	
長岡地域振興局地域整備部 庶務課長	村上地域振興局地域整備部業務課長の専決事項
十日町地域振興局地域整備部 業務課長	新発田及び南魚沼の各地域振興局地域整備部庶務課長の専決事項
柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部 用地・行政課長	村上地域振興局地域整備部業務課長の専決事項
(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（津川地区振興事務所の事務職員の次長、 <u>用地・行政課長</u> 及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所 用地・行政課長	(略)
(略)	

(4) (略)

別表第7（第15条関係）

(1) 地域振興局の副部長、次長等が長期にわたり不在等の場合において当該副部長、次長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	

十日町及び佐渡の各地域振興局地域整備部 業務課長	
長岡地域振興局地域整備部 庶務課長	村上、柏崎及び糸魚川の各地域振興局地域整備部業務課長の専決事項
(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号までに規定する事項（津川地区振興事務所の事務職員の次長、 <u>総務課長</u> 及び維持管理課長の専決事項を除き、同項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除く。）
(略)	
新潟地域振興局津川地区振興事務所 総務課長	(略)
(略)	

(4) (略)

別表第7（第15条関係）

(1) 地域振興局の副部長、次長等が長期にわたり不在等の場合において当該副部長、次長等の専決事項について専決する者

専決権限を有する者	専決する者
(略)	

健康福祉環境部の環境センターの課長	(略)
副参事(部、センター、事務所又は課に置かれるものを除く。)	参事

(2) (略)

別表第8 (第16条関係)

(1) 地域振興局の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
新潟地域振興局新潟港湾事務所 上越地域振興局妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所	(略)
その他	(1) 局長の権限の代決 局長が不在のときは、その事務を担当する参事 (2) 参事の権限の代決 参事が不在のときは、副参事

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

区分	代決の順序
(略)	
その他の地域機関	地域機関の長の権限の代決 地域機関の長が不在のときは、地域機関の長があらかじめ指定した職員

健康福祉環境部の環境センターの課長	(略)
-------------------	-----

(2) (略)

別表第8 (第16条関係)

(1) 地域振興局の代決の順序

地域振興局の組織の区分	代決の順序
(略)	
新潟地域振興局新潟港湾事務所 上越地域振興局妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所	(略)

(2) 地域機関(地域振興局を除く。)の代決の順序

地域機関の区分	代決の順序
(略)	
その他の地域機関	地域機関の長の権限の代決 地域機関の長が不在のときは、地域機関の長があらかじめ指定した吏員